

古 監 委 第 2 2 号
令和 7 年 8 月 2 5 日

古河市長 針 谷 力 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 久 保 光 夫

同 園 部 増 治

令和 6 年度古河市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 6 年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度

古河市健全化判断比率等
審 査 意 見 書

古河市監査委員

古河市健全化判断比率等審査意見書

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準（令和 2 年古河市監査委員告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項）

第 3 審査の対象

- 1 令和 6 年度決算に基づき算定した健全化判断比率
 - （1）実質赤字比率
 - （2）連結実質赤字比率
 - （3）実質公債費比率
 - （4）将来負担比率
- 2 令和 6 年度決算に基づき算定した資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 4 審査の期間

令和 7 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 8 日まで

第 5 審査の実施内容及び着眼点

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼とし、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し審査を実施した。

第 6 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認めた。

記

（単位：％）

健全化判断比率	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.69	20.0
連結実質赤字比率	—	—	16.69	30.0
実質公債費比率	3.3	4.2	25.0	35.0
将来負担比率	20.7	23.3	350.0	

（注） 1 上記表中の「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、この基準を超えた場合に、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(単位：％)

資金不足比率	令和６年度	令和５年度	経営健全化基準
ゴルフ場事業特別会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
古河駅東部土地区画整理事業特別会計	—	—	20.0

(注) 1 上記表中の「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

2 経営健全化基準は、この基準を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

第７ 監査委員意見

財政構造の健全性を示す実質公債費比率は3.3%で、早期健全化基準といわれる25.0%を下回っており、また、将来負担比率は20.7%で、こちらも早期健全化基準といわれる350.0%を下回っており財政構造が健全であると判断できる。